

輸出コンテナ貨物総重量の確定方法の制度化に向けた基本方針（案）

項目番号	制度化する事項	
基本的事項	1.1 対象となる国際輸送	SOLAS条約の適用船に積載されて、日本から輸出されるコンテナ貨物。ただし、旅客及び乗組員を安全な状態に保つことができる港又は場所から常に200マイル（370.4km）以下を航行し、かつ、航海が始まる国の最後の立ち寄り先と揚げ地の最終的な港の間が600マイル（1,111.2km）を超えない航路において、シャーシに搭載された状態でR0-R0船により運ばれるコンテナ貨物は、適用除外とする。
	1.2 対象となるコンテナ	下部の外側の4隅で囲まれた面積が次のいずれかであるコンテナ ○14平方メートル（150平方フィート）以上（概ね20フィート以上の大きさのコンテナ） ○上部隅金具が取り付けられている場合には、7平方メートル（75平方フィート）以上（上部隅金具が取り付けられている12フィートコンテナは対象となる）
	1.3 コンテナ総重量を確定させる責任を負う者	荷送人（船社との間で運送契約を締結した荷送人として船荷証券または海上貨物運送状等の請求書に名前のある者（master B/Lに荷送人として記される者））
	1.4 コンテナ総重量の確定方法	コンテナの総重量を確定させる方法はコンテナ毎に以下のいずれかの方法による。 ○実入りコンテナの総重量を計量（以下「方法その1」） ○国土交通省が定める方法を用い、コンテナの自重・貨物・パレット、荷敷きなどの梱包材や固定材を個別に計量した重量を足し合わせ、総重量を計算（以下「方法その2」）
方法その1（コンテナの重量を計量）	2.1 方法その1で使用することができる計量器	次のいずれかの計量器 ○計量法に基づく特定計量器（非自動はかりであって、計量法第16条第1項に基づく検定証印等が付され、かつ同法第19条に基づく定期検査を受け、合格していること。） ○上記以外の校正された計量器（日本工業規格（JIS）がある計量器は、該当するJISに適合し、かつ、使用中に生じる誤差が、許容される範囲内であることが確認されていること。それ以外の計量器の場合にあっては器差がコンテナ総重量のしきい値の内であることが確認できること。）
	2.2 トラックスケールによる計量方法	次のいずれかの方法によりコンテナ総重量を求める。 ○シャーシに搭載された実入りコンテナの総重量の計量は、空コンテナの状態での計量した重量と、同シャーシで実入り状態で計量した重量の差分に、コンテナ自重を加算 ○実入り状態で計量した重量から、シャーシの自動車検査証に記された車両重量を減算（ただし、シャーシに付加物がある場合には、計量前に可能な範囲で付加物を除去すること）
	2.3 方法その1を使用する荷送人	2.1及び2.2に合致した計量を行うことができる全ての荷送人が使用可

輸出コンテナ貨物総重量の確定方法の制度化に向けた基本方針（案）

項目番号	制度化する事項		
2.4	方法その1を使用しなければならない特定のタイプ	古紙・金属くず等のコンテナにばら積みされる貨物及び袋詰めされていない穀物や粉末、液体等で、方法その2に使用される計量器において貨物の重量が計量できない貨物品が、コンテナ内に梱包される貨物に含まれる場合	
2.5	荷送人以外のサプライチェーン関係者による計量	荷送人は、サプライチェーン関係者が方法その1により計量した重量を利用することができる。	
方法その2（コンテナの総重量を計算）	3.1	3.1 方法その2の総重量の計算方法	コンテナに梱包される貨物品、パレット、荷敷きなどの梱包材や固定材等、各コンテナ内に梱包する物（以下「貨物品等」）の重量を個別に計量し、当該貨物品等の重量の合計に、コンテナの自重を加算（複数コンテナにわたる貨物の重量を按分し、各コンテナの総重量を推計することは認められません。）
	3.2	方法その2で使用することができる計量器	次のいずれかの計量器 ○計量法に基づく特定計量器（非自動はかりであって、計量法第16条第1項に基づく検定証印等が付され、かつ同法第19条に基づく定期検査を受け、合格していること。） ○計量器製造者が特定計量器に準じた校正を実施し、精度を保証する計量器 ○上記以外の校正された計量器（日本工業規格（JIS）がある計量器は、該当するJISに適合し、かつ、使用中に許容される誤差が許容される範囲内であることが確認されていること。それ以外の計量器の場合にあっては器差がコンテナ総重量のしきい値の内であることが確認できること。）
	3.3	方法その2を使用することができる荷送人の要件	国土交通省令が定める重量確定の要件を満たす文書化された内規若しくは業務実施手順を保有し、実施体制を有する者であって、国土交通大臣に届出をした者。 ただし、有効な品質マネジメントシステム（ISO9001等）の認証を得た者等については、届出に係る手続きの一部を簡略化する。
	3.4	コンテナへの梱包の都度の重量確認を要さない貨物品等の重量	次のいずれかの場合 ○商取引に係る文書（設計書や仕様書等）により重量が明確である貨物品の重量 ○前述の貨物品のうち軽微な仕様変更（外見上の変化が認められない場合に限る。）による重量の誤差 ○重量の計量を行った後、気象条件の変化等により重量の誤差が生じる場合であって、申告総重量と実際のコンテナ総重量の誤差が、後述5.9による範囲内である場合
	3.5	荷送人以外のサプライチェーン関係者による計量	荷送人は、コンテナに梱包される貨物品等の重量が不明確な場合は、サプライチェーン関係者のいずれかの者に貨物品等の計量を指示又は委託することができる。

輸出コンテナ貨物総重量の確定方法の制度化に向けた基本方針（案）

項目番号	制度化する事項	
重量の伝達	4.1 総重量の船長及びコンテナターミナル代表者への伝達	コンテナ総重量は、船積書類（ドックレシート、搬入票等）により、荷送人若しくは荷送人が委任した者（実荷主が委任した者を含む。）が船長及びコンテナターミナル代表者へ伝達
	4.2 荷送人とならないサプライチェーン関係者の責任	貨物品等の重量情報を有する実荷主等のサプライチェーンの関係者（船社との間で運送契約を締結した荷送人に限らない。）は、当該重量情報をコンテナ総重量を確定させる責任を負う荷送人へ確実に伝達すること
5.1	方法その1を荷送人に代わり、事業として行う第三者	<p>計量法に基づく特定計量器若しくは計量器製造者が特定計量器に準じた校正を実施し精度を保証する計量器を使用し、荷送人等との契約に基づきコンテナ総重量の確定を行う第三者として以下のいずれかを満たし、国土交通大臣の登録を受けた者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○港湾運送事業法によるコンテナ貨物の検量事業を行う者として国土交通大臣に許可された者（検量事業者） ○港湾運送事業法による一般港湾運送事業者のうち、海貨事業者又は無限定1種事業者として国土交通大臣に許可された者 ○貨物利用運送事業法による貨物利用運送事業として国土交通大臣の登録を受けた者又は許可された者（NVOCC（自らが荷送人になる場合は第三者ではなく当事者になるため、登録を要するのは、自らは荷送人にならないが、荷送人等との契約に基づき重量を確定する場合に限る）） <p>ただし、有効な品質マネジメントシステム（ISO9001等）の認証を得た者等については、登録に係る手続きの一部を簡略化する。</p>
5.2	方法その2を荷送人に代わり、事業として行う第三者	<p>荷送人との契約に基づきコンテナ総重量の確定を行う第三者として国土交通省令が定める重量確定の要件を満たす文書化された内規若しくは業務実施手順を保有する者であって、以下のいずれかを満たし、国土交通大臣の登録を受けた者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○港湾運送事業法によるコンテナ貨物の検量事業を行う者として国土交通大臣に許可された者（検量事業者） ○港湾運送事業法による一般港湾運送事業者のうち、海貨事業者又は無限定1種事業者として国土交通大臣に許可された者 ○貨物利用運送事業法による貨物利用運送事業として国土交通大臣の登録を受けた者又は許可された者（NVOCC（自らが荷送人になる場合は第三者ではなく当事者になるため、登録を要するのは、自らは荷送人にならないが、荷送人等との契約に基づき重量を確定する場合に限る）） <p>ただし、有効な品質マネジメントシステム（ISO9001等）の認証を得た者等については、登録に係る手続きの一部を簡略化する。</p>

輸出コンテナ貨物総重量の確定方法の制度化に向けた基本方針（案）

項目番号	制度化する事項		
その他必要な事項	5.3	第三者の範囲	荷送人との契約に基づき重量を確定させる依頼を受けた以下のいずれかの者は、方法その1及びその2を行う第三者としての国土交通大臣の登録を必要としない。 ○荷送人が経営に関する重要な決定権を有する関連会社に重量の確定を依頼する場合（子会社に依頼） ○荷送人の経営に関する重要な決定権を有する親会社に重量の確定を依頼する場合（親会社に依頼）
	5.4	輸出コンテナの職権による計量	船長及びコンテナターミナル代表者は、輸出されるコンテナの総重量の確定が不確実である場合には、船長若しくはコンテナターミナル代表者は国土交通省令を満たすための計量を指示することができる。
	5.5	トランシップコンテナの重量計量	国内港から国内輸出港まで内航輸送され、国内輸出港においてSOLAS条約の適用船に積み替えられるコンテナについては、輸出港のコンテナターミナル内でのコンテナの総重量の計量が困難である場合、輸出港のコンテナターミナルに搬入される前に総重量が確定されている必要がある。
	5.6	立入検査	国土交通省は、本制度が確実に実施されていることを確認するため、必要に応じて立入検査を行うことができる。
	5.7	国土交通省が認めた方法によらないで重量を確認した場合	国土交通省が認めた方法によらないで総重量を確定した荷送人及び第三者については、国土交通省により是正が確認されるまでの間、総重量の確定を行う事は出来ない。
	5.8	コンテナの自重の扱い	コンテナ本体に自重が明記されている場合は、当該値を用いることができる。
	5.9	総重量の精度	確定される総重量の精度に関して、±2%～5%の間の数値で誤差の許容値を設けることが、国際的に検討されている。この点に関し、我が国においても海上輸送の安全性の観点、法制度上の観点等から検討を行い、当該制度への反映を図る。
	5.10	必要な調査	国土交通省は、改正されたSOLAS条約の円滑な運用のため、関係者の協力のもと、必要な調査を実施することができる。
	5.11	改正を要する省令	○一般貨物のコンテナ輸送については、特殊貨物船舶運送規則 ○危険物のコンテナ輸送については、危険物船舶運送及び貯蔵規則
	5.12	施行日	○公布と同時に、重量を確定する者の届出、荷送人に代わり事業として行う第三者の登録制度を施行する。 ○平成28年7月1日より、船長は国土交通省令により定められた方法で確定されたコンテナ総重量を有さないコンテナの積付を拒否することができるよう措置を置く等、全面的に施行する。
	5.13	その他	○改正されたSOLAS条約の施行に必要な措置を置く。 ○「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」等についてSOLAS条約の改正内容を踏まえた見直しを行う。